

災害時のアレルギー対応について

1.国指針との関わり

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（H29.3. 21 厚生労働省発出）においては、地域の特性に応じた施策を自主的かつ主体的に策定及び実施することが地方公共団体の責務とされ、災害時の対応について以下のとおり求められている。

【都道府県に求められる災害対応】

①平常時

- ・連携体制の構築、災害を想定した準備

②災害時

- ・災害対策部門・アレルギー担当部門の連携による、食物アレルギー対応食品等の集積場所の設置・受け取り・適切な配布
- ・関係学会等と連携した周知活動
- ・患者・その家族、関係者及び医療従事者向けの相談窓口の設置

2.課題など

行政における災害時対応の課題としては、以下のようなものが挙げられる。

令和6年度アレルギー疾患対策従事者研修（R6.2.16 国立保健医療科学院）資料（抜粋）

【行政における問題点】

- ・現場スタッフのアレルギーに関する知識の不足
- ・アレルギー対応食の備蓄と配布方法の検討
- ・住民への情報公開
- ・住民の自助・共助の啓発

3.協議会における意見について

過去の協議会では、災害時のアレルギー対策について以下のとおり議論されていたところ

令和4年度京都府アレルギー疾患医療連絡協議会（R5.2.14）議事録（抜粋）

- 災害対策に関しては、災害時に多く病院へ避難されてこられる方たちのアレルギー情報の把握が重要で協力することは可能。
- 備蓄はされているが、どこに備蓄されているのかが分からず、災害時にアクセスできないのが問題。簡単にアクセスできるような情報公開が大事。
- お薬手帳を持ち出す、普段から自分のアレルギーをアピールできるなどの「自助」が最も重要であり、我々がそうした情報提供を積極的に行う必要がある。
- 災害基本法が一部改正され、個別支援計画を各市町村が作成することとされたが、その作成時にアレルギーの有無なども事前調査できるようにするなど、災害時に避難所でアレルギーミルクなどが適切に提供できる仕組みとすることが大事である。